

砂防指定地・設備等	砂防指定地・設備の管理	砂防設備に付随する施設 (公園等)の管理
砂防指定地でない溪流	-	-
砂防指定地(行為制限地)の溪流	(砂防指定地については都道府県)	-
一般的な砂防設備	・砂防指定地・設備管理者*2	-
人の利用を意図していないが人の利用がある砂防設備		
人の利用を前提とした砂防設備	・砂防指定地・設備管理者*2	・砂防設備の管理者、ただし別途管理協定がある場合は管理責任者(管理を受託した市町村、団体等)
市町村などが整備した人の利用可能な施設を含む砂防設備	・砂防指定地・設備管理者*2	・整備した市町村、ただし別途管理協定がある場合は管理責任者(管理を受託した団体等)

1 管理の責任者、実態等は、地域により様々と考えられる。上記は一般的と考えられるケースを記したものである。

2 砂防指定地・設備管理者は、一般的には都道府県。ただし、直轄事業実施中の区域については、国(国土交通省)。

# 一般の砂防設備での利用状況事例

## 一般的な砂防設備



栃木県日光市



長野県上松町



愛媛県東温市

## 人の利用を意図していないが人の利用がある砂防設備



栃木県日光市



三重県いなべ市 (えん堤堆砂敷)



熊本県山鹿市

# 人の利用を前提とした砂防設備事例

## 人の利用を前提とした砂防設備（水辺の楽校など）



鳥取県伯耆町



島根県雲南市



長野県大鹿村

## 市町村などが整備した人の利用可能な施設を含む砂防設備 (砂防環境整備事業等:ex. 地方特定河川等環境整備事業)



香川県高松市



滋賀県甲賀市



青森県外ヶ浜町